費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	［略］	市町村
	［一～五　略］	
	六　補正予算債償還費	
	1　昭和六十二年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	［略］
	(1)～(8)　［略］	［削る］
	2　平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十九年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	［略］
	(1)～(17)　略	
	(18)　平成二十九年度補正予算債	
	ア　熊本地震による災害の復興事業（再度の災害を防止する事業）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十九年度市町村八十・〇%分」という。）	
	(ア)　平成二十九年度市場公募都市に係るもの	
	(イ)　平成二十九年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
	イ　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に	

費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	［同上］	市町村
	［一～五　同上］	
	六　補正予算債償還費	
	1　昭和六十一年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	［同上］
	(1)　昭和六十一年度補正予算債	［同上］
	(2)～(9)　［同上］	
	2　平成十一年度から平成十四年度までの各年度及び平成十六年度から平成二十八年度までの各年度において国の補正予算等に	［(1)～(17)　同上］［新設］